

別添1 共同検査要領（第3の9関係）

1 共同検査の目的

共同検査は、農林水産省と都道府県が検査対象としている土地改良区等を共同して検査を実施することにより、検査の効率化、検査の充実を期すとともに、被検査団体の健全な運営の確保を図ることを目的とする。

2 対象土地改良区等の選定

検査対象土地改良区等の選定は、検査・監察部長（沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が検査実施予定土地改良区のうち共同検査が必要と認めたものにつき、都道府県と協議の上、定めるものとする。

3 検査の範囲

業務及び会計の全部又は一部を範囲とする。

4 検査の実施等

（1）検査の実施方法等

ア 共同検査に参加する検査員は、あらかじめ都道府県の検査員と検査の手順及び着眼事項等について十分すり合わせ意見交換を行い、検査の事前準備に努めなければならない。

イ 検査の実施に当たっては、都道府県の検査員と十分意見交換を行い考え方の統一を図るとともに、互いの検査技術の向上に努めるものとする。

ウ 検査結果の取りまとめに当たっては、検査員は分担した部門以外の事項についても積極的に意見を開陳するとともに、検査報告書の作成に当たっても、十分意見調整を行うものとする。

（2）検査書の交付

検査対象土地改良区等に対する検査書の交付は、原則として検査・監察部長及び都道府県知事（知事が検査書の交付に係る権限を委任している場合にあっては、その委任を受けた者。）の連名で行うものとする。

5 その他

農林水産省と都道府県は、共同検査の実施に際し、調整の必要な事項が生じた際には、協議の場を設け、必要な調整を行うこととする。